

平成25年11月1日
金融庁**「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表
について**

金融庁では、高齢顧客に対する勧誘・販売に関するトラブルの発生等を踏まえ、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)を別紙のとおり取りまとめましたので、公表します。

改正の具体的な内容については  (別紙) (PDF:43KB) を御参照ください。

この案について御意見がありましたら、平成25年12月2日(月)17時00分(必着)までに、氏名(法人その他の団体にあつては名称)、職業(法人その他の団体にあつては業種)、連絡先(住所、電話番号又は電子メールアドレス)及び理由を付記の上、郵便、ファックスにより下記送付先にお寄せください。電話による御意見は御遠慮願います。

インターネットによる御意見は、下記e-Govウェブサイトにお寄せください。

御意見をお寄せいただいた方の氏名(法人その他の団体にあつては名称)については、開示の請求等があった場合には、御意見の内容とともに開示させていただきますので、御承知おきください。開示の際に匿名を希望される場合は、御意見の冒頭にその旨を明確に御記載ください。なお、開示に当たっては、御意見の内容に、(1)個人に関する情報であつて特定の個人が識別され得る記述がある場合、又は(2)法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれのある記述がある場合、には当該箇所を伏せさせていただくことがあります。

御意見に付記された電話番号等の個人情報、御意見の内容に不明な点があつた際に連絡・確認をさせていただく場合や御意見がどのような立場からのものかを確認させていただく場合に利用します。

なお、御意見に対しての個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

インターネットによる御意見は [ここをクリックしてください。\(e-Govヘルプ\)](#) 

御意見の送付先

金融庁監督局証券課

郵便：〒100-8967

東京都千代田区霞が関3-2-1

中央合同庁舎第7号館

ファックス：03-3506-6117

URL：<http://www.fsa.go.jp/>**お問い合わせ先**

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)

監督局証券課

(内線2661、3357)

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p><u>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</u></p> <p>IV-3 業務の適切性（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-3-1 有価証券関連業に係る業務の適切性</p> <p>IV-3-1-2 勧誘・説明態勢</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</u></p> <p>IV-3 業務の適切性（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-3-1 有価証券関連業に係る業務の適切性</p> <p>IV-3-1-2 勧誘・説明態勢</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 高齢顧客への勧誘に係る留意事項</u></p> <p><u>高齢顧客は、過去の投資経験が十分であったとしても、身体的な衰えに加え、短期的に投資判断能力が変化する場合もあることから、高齢顧客に対する投資勧誘においては、適合性の原則に基づいて、慎重な勧誘・販売態勢を確保するとともに、問題のある勧誘・販売を早期に発見するためのモニタリング態勢を整備する必要がある。また、商品販売後においても、丁寧にフォローアップしていく必要がある。以上を踏まえ、以下の点に留意して監督するものとする。</u></p> <p>① <u>日本証券業協会自主規制規則「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」及び「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第5条の3の考え方」(高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン)を踏まえ、高齢顧客に対する勧誘・販売に関する社内規則を整備するとともに、社内規則の遵守状況をモニタリングする態勢を整備しているか。</u></p> <p>② <u>商品の販売後においても、高齢顧客の立場に立って、きめ細かく相談にのり、投資判断をサポートするなど丁寧なフォローアップを行っているか。</u></p>